

# 行政相談週間が始まります！ 10月17日(月)～23日(日)

総務省は、国民の皆様には行政相談制度を広く知って利用していただくため、毎年10月に行政相談週間を設けています。東北管区行政評価局及び宮城県内の行政相談委員はこの週間を中心として、次のとおり、行政相談制度及び改善事例パネルの展示、イベント会場での広報活動、住民からの困りごとの相談受付などを行います。取材等よろしくお願ひします。

## ◆ 行政相談パネル展の開催 (別添1参照)

10月19日(水)～10月20日(木)

AER(アエル)2階アトリウム、オフィスロビー(仙台市青葉区中央1-3-1)

※10月20日は相談コーナーも開設

(10月4日(火)午前9時から予約受付開始(予約先:022-262-7839))

## ◆ 行政相談委員による行政相談所の開設 (別添2参照)

県内の行政相談委員が、行政相談所や行政相談パネル展などを延べ130か所で開設します(既に開設済みのものも掲載されています。また、諸般の状況から休止や延期する場合がありますので、詳細は地元市町村又は当局にお問い合わせ願ひします。)

## ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する各種情報の提供

新型コロナウイルス感染症に関連する様々な相談に対応するとともに、支援措置や相談窓口に関する情報提供をします。

※上記、行政相談パネル展等における相談受付は、感染拡大防止対策を講じた上で実施いたします。



総務省行政相談センター

まくみみ宮城

(本件照会先)

東北管区行政評価局 総務行政相談部

行政相談課長 只野 裕子

電話 022(262)7839

## ◆ 行政相談とは？

行政相談は、国や郵便局などの特殊法人の業務、国が県・市町村に委任している業務などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組みです。相談は、**無料**で**秘密は厳守**されます。

## ◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、**総務大臣が委嘱した民間有識者**で、全国に約5,000人（各市町村に1人以上、宮城県内では98人）配置されています。

国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを**ボランティア**として行っており、行政相談制度の広報活動も行っています。

## ◆ 行政相談の窓口は？

行政相談は、総務省行政相談センター「**まぐみみ宮城**」（仙台市）を直接お訪ねいただくのはもちろんのこと、郵便、電話、FAX、インターネットでも受け付けています。また、お近くの行政相談委員が開設する**定例相談所**もご利用ください。

### ・ 総務省行政相談センター 「まぐみみ宮城」

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎11階  
(担当) 東北管区行政評価局 首席行政相談官室

おこまりならまる まるくじょーひやくとおぼん

☎ 行政苦情110番（全国共通番号） **0570-090110**

FAX 022-262-7844 インターネット「**行政相談受付**」で検索

### ・ 行政困りごと相談所（藤崎デパート一番町館 6階）

〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-4-1  
☎ 022-263-6201

### ・ 行政相談委員による行政相談所

インターネット「**あなたの街の行政相談所 東北管区**」で検索



東北管区行政評価局  
行政相談委員イメージキャラクター  
しんみ なるぞう よく きくよ  
親身 成三 良 聴代